

## 森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画について（公告）

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和3年5月20日

山形市長 佐藤 孝弘



記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班・ 小班	森林 面積	森林所有者数	経営管理権の 存続期間	整理番号
1	山形市 大字上宝沢 字油沢ほか	126 い	10.70ha	11名	15年	集1-4、5、6、9、 10、15、22、29、 30、32、34
2	山形市 大字上宝沢 字王地向	127 い	4.12ha	7名	同上	集1-1、3、8、18、 23、27
3	山形市 大字上宝沢 字早坂上	131 い	2.19ha	5名	同上	集1-11、12、14、 20、25
4	山形市 大字上宝沢 字王地堂ほか	133 い	5.44ha	12名	同上	集1-2、12、13、 20、21、25、28、 30、31、32、33

### 2 縦覧場所

山形市森林整備課

山形市公式ホームページ（リンク <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>）

### 3 権利の設定

本公告により、山形市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。